

# 深谷市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

深谷市教育委員会

# 目次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

現在、学校を取り巻く環境は複雑化し、多様化している。その中で、学校の役割はますます重要になっており、教育職員の労働環境は厳しさを増している。特に長時間勤務が常態化していることは、教育職員の心身の健康を損なうだけでなく、授業改善や教育の質の向上、自己研鑽のための時間確保を困難にする要因となっている。

このような状況の中で、「学校における働き方改革」の取組を進めるためには、学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がその必要性と重要性を共有することが不可欠である。そして、あらゆる課題に誠実に向き合い、地に足の着いた実践的な取組を継続的に推進していくことが重要である。

本市では、「未来を生きる子供と向き合う時間の確保を目指し、学校が今まで以上に質の高い教育を提供できる環境となるよう取組を進める」という基本方針のもと、様々な取組を行ってきた。今後も、教育職員が心身ともに健康で充実した日々を送れるよう努め、子供たちの教育の質をさらに高めていくことを目指して、本計画を定める。

### (2) 本市の現状

本市では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「深谷市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下の通りであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月45時間を上回る教育職員の割合	月80時間を上回る教育職員の割合
小学校	22.2%	0.4%
中学校	48.1%	4.3%

時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員の割合は低い状態だが、月45時間を超える教育職員の割合は依然として高い状態が続いている。これは、授業の準備だけでなく、様々な事務作業や保護者対応などの業務負担が大きいためと考えられる。日々の業務の効率化や、各学校での組織的な対応を行うことによって、個々の教育職員の負担を軽減し、教育の質の向上に必要な時間的余裕を創出することが求められる。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%にする。
- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を13日以上にする。【12.6日】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を、10%まで減少させる。【10.9%】

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### **イ 学校以外が担うべき業務**

##### ◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。保護者や地域住民による通学路の見守り活動を促進する。

##### ◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、保護者や地域住民、その他の関係者に委ね、学校における自主的な見回りは原則として行わない。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うという認識を共有する。

##### ◇学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

- ・学校給食費の徴収・管理について、公会計化に向けた準備を進めていく。

#### **ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務**

##### ◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・各種調査において、アンケート作成ツール（Microsoft Forms 等）や、表計算ソフト（Excel 等）の自動計算機能を活用し、学校の集計業務の負担軽減を図る。また、学校が作成する文書は様式を統一し、簡素化できるものについてはメール報告等で済ませる。

##### ◇ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・各校における ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理を、ICT

支援員が中心となっていく。

- ・ ICT 機器・ネットワーク設備の保守・管理業者と緊密に連携し、トラブル等への迅速な対応を行う。

#### ◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 学校プールの老朽化への対応や安定した水泳指導環境の確保、学校プールの維持管理に係る教育職員の負担軽減等を目的として、市有プールや民間プールを活用し、水泳授業を実施する。

#### ◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 令和10年度中に、拠点校方式による部活動の実施を実現する。教育職員や地域の支援を得ながら、各活動の指導者を十分に確保する。

### ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

#### ◇授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・ 教材等の印刷や物品の準備等の業務を補助する教員業務支援員を、全校に配置する。

#### ◇学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・ 校務支援システムの機能や自動採点ソフト等を活用することで、授業準備や採点作業、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

#### ◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が生徒指導関係の校内会議に参加することを促進し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 特別な支援を要する児童生徒への対応を充実させるため、特別支援補助員やインクルーシブ支援員を各校に配置する。

- ・トラブルが発生した際には、教育委員会と学校が連携し、学校からの要請に応じて担当指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育研究所専門員等が一体となって迅速な支援を行う。

## (2) 学校における措置の促進

学校における以下の措置を促進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものに見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・一人一人の教育職員の特性を十分に把握し、それを生かした校内人事を行う。学校総合支援員や教員業務支援員、特別支援補助員やインクルーシブ支援員等、市独自に学校に配置している多様な人材の役割を明確にし、全教育職員が一体となり「チーム学校」を推進する。
- ・出退勤管理システムを活用し、教育職員の勤務実態を適正に把握し、負担軽減の取組を推進する。特に、時間外在校等時間が長い教育職員に対して業務分担の見直しや適正化を図り、教育職員の業務負担の平準化に努める。
- ・校務支援システムの活用やフォルダ管理、会議資料のペーパーレス化、協議内容の精選、説明時間の設定、事前配布等の工夫を行い、放課後に行う会議の時間短縮に努める。

- ・部活動指導員や外部指導者の活用、休養日の適切な設定等を通じて、教育職員及び生徒の健康と安全に配慮した部活動運営を行う。
- ・各学校に留守番電話機能を設置し、勤務時間外の電話対応に係る教育職員の負担を軽減する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、嘱託医による面接指導を実施する。
- ・教育職員に対して、心身の健康問題についての相談窓口を周知するとともに、必要に応じて、嘱託医によるメンタルヘルス相談を受けるよう促す。
- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に3～4日間の一斉閉校期間の設定を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、深谷市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。